

令和 5 年

四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会

(第 1 回) 議事録

四條畷市交野市清掃施設組合

令和5年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会  
(第1回) 議事録

1. 令和5年3月17日 四條畷市交野市清掃施設組合 管理棟2階研修室において開催する。

1. 出席議員次のとおり

1 番議員	伊崎 太陽	2 番議員	松村 紘子
3 番議員	藤田 茉里	4 番議員	松本 直高
5 番議員	野口 陽輔	6 番議員	三浦 美代子
7 番議員	吉田 涼子	8 番議員	大矢 克巳
9 番議員	森本 勉	10 番議員	島 弘一
11 番議員	岸田 敦子	12 番議員	小原 達朗

1. 欠席議員次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条による出席者次のとおり

管理者 山本 景  
副管理者 東 修平  
事務局長 奥田 浩樹  
事務局参事 濱中 嘉之  
事務局次長兼会計課長 太田 広治  
総務課長 木邨 信吉  
管理課長 上村 悟司  
施設課長 小山 雅史  
総務課課長代理兼総務課主任 井上 政明  
四條畷市市民生活部長 山本 良弘  
交野市環境部長 松下 篤志

1. 事務局出席者次のとおり

書記 小西 享

1. 議事日程次のとおり

日程第1	会議録署名議員指名
日程第2	会期決定について
日程第3 議案第1号	四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について

- 日程第4 議案第2号 令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算(第2号)について
- 日程第5 議案第3号 令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算について
- 日程第6 議会議案第1号 四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第7 一般質問

(時に 13 時 58 分)

1. 議 長 (小原達朗君) それではこんにちは。定刻前ではございますが、皆様お揃いでございますので始めさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (小原達朗君) それでは改めましてこんにちは。本日は、四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、年度末何かとご多忙のところご参集賜りまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和 5 年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第 1 回を開会いたします。開会にあたりまして、管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者 (山本 景君) 皆さん改めましてこんにちは。四條畷市交野市清掃施設組合議会第 1 回定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、議員の皆様におかれましては、年度末の非常にお忙しい中であるにも関わらず、ご出席を賜りましていただきまして深く感謝を申し上げます。

さて、本日の定例会にご提案申し上げます案件につきましては、議会におかれましては、四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを、また、私どもからは、四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、また令和 4 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計の補正予算 (第 2 号) について、そして令和 5 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計の予算についての 3 議案を、お願いを申し上げます。何とぞよろしくご審議の上、ご可決を賜りますようお願いを申し上げます。以上誠に簡単ではございますが開会にあたりましての挨拶といたします。よろしく申し上げます。

1. 議 長 (小原達朗君) ありがとうございます。それでは次に事務局より諸般の報告をいただきます。

1. 事務局長 (奥田浩樹君) 議長。

1. 議 長 (小原達朗君) 事務局長。

1. 事務局長 (奥田浩樹君) はい。それでは、ご報告申し上げます。

本日の会議におけます、議員の出席状況につきましてご報告申し上げます。本日は全員のご出席をいただいております。次に前定例会閉会后、本日までの諸般につきましてご報告申し上げます。去る 12 月 23 日には 11 月分の、1 月 23 日には 12 月分の、2 月 21 日には 1 月分の現金出納検査がそれぞれ行われ、その結果報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配布させていただきます。

なお、検査に付しました関係書類等は事務局にて保管してございますので、併せてご報告申し上げます。以上で報告を終わらせていただきます。

1. 議 長 (小原達朗君) 議事日程につきましては、本日、机上に配布しておりますとおりといたします。

1. 議 長 (小原達朗君) 日程第 1、会議録署名議員指名を議題といたします。本日の会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により議長において指名申し上げます。11 番岸田敦子議員、1 番伊崎太陽議員を指名いたします。

1. 議 長 (小原達朗君) 日程第 2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。令和5年3月17日開会の四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回における会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

1. 議 長 (小原達朗君) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。
1. 議 長 (小原達朗君) 日程第3、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。
1. 事 務 局 (木邨信吉君) 議長。
1. 議 長 (小原達朗君) 事務局。
1. 事 務 局 (木邨信吉君) (議案書にて朗読)
1. 議 長 (小原達朗君) 朗読が終わりましたので、管理者より、議案第1号についての提案理由の説明を求めます。管理者。
1. 管 理 者 (山本 景君) ただいま議題となりました、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、社会全体のデジタル化に対応した個人情報のデータ流通の両立、そして個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図ることから、四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正したく、本案を提案した次第でございます。よろしく申し上げます。
1. 議 長 (小原達朗君) 引き続きまして議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局長。
1. 事務局長 (奥田浩樹君) はい。ただいま議題となりました、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

本条例の改正内容は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、社会全体のデジタル化に対応した、個人情報保護とデータ流通の両立、個人情報の保護に関する国際的な制度調和等を図ることから、四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正するものでございます。恐れ入りますが、議案書5ページをご覧くださいと存じます。まず、第1条では、この条例の趣旨は、個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めることである旨を定めております。第2条では、この条例で使用する用語は、個人情報保護法及び同法律施行令で使用する用語の例によるとともに、実施機関及び審査会の定義についても定めております。第3条では、開示請求に係る手数料を無料とするとともに、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、特別の理由がない限り、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない旨を定めております。第4条第1項では、開示決定等の期限は、特別の理由がない限り、開示請求があった日から15日以内にしなければならない旨を定めており、第2項では、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、15日以内に限り、延長することができる旨を定めております。6ページにもわたりますが、第5条では、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、期限内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合に期限等について定めております。第6条第1項では、訂正決定等の期限は、特別な理由がない限り、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない旨を定めており、第2項では、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、15日以内に限り、延長することができる旨を定めております。第7条第1項では、利用停止決定等の期限は、特別の理由がない限り、利用停止請求があった日から30日以内にしなければならない旨を定めており、第2項では、事務処理上の困難、その他正当な理由があるときは、15日以内に限り、延長する

ことができる旨を定めております。第8条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問できるとし、諮問できる場合として、第1号でこの条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合、第2号で法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、第3号で前2号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合と、それぞれ定めております。10ページにもわたりますが第9条では、管理者は、毎年この条例の運用状況の概要を公表しなければならない旨を定めております。第10条では、この条例の施行に関し、必要な事項は、管理者が別に定める旨を定めております。

次に、附則でございますけれども、附則第1項では、この条例は令和5年4月1日から施行することを定めております。附則第2項では、個人情報の開示、訂正、利用の停止及び取扱いの是正に係る新旧条例の適用関係について定めております。附則第3項では、個人情報保護法の一部改正に伴い、四條畷市交野市清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会に係る所掌事務内容及び調査審議の手続きにおける定義に係る整理をするため、一部改正をする旨を定めております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしく審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（小原達朗君） 提案理由及び内容説明はお聞きの次第でございます。これより議案第1号についての質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行なってまいります。ただ今から順次質疑を許可します。11番岸田敦子議員。
1. 11番議員（岸田敦子君） では議案第1号個人情報保護条例の全部改正について3点お伺いします。本条例における個人情報の範囲を教えてください。2点目にはそれらの個人情報については、市民等から開示請求があった場合の取り扱いはどうなるのでしょうか。3点目に個人情報保護法には、匿名加工情報の規定がありますが、四條畷市では匿名加工情報は外部に提供しないとしています。本組合も匿名加工情報を外部提供しないということでもいいかどうか確認したいと思います。
1. 事 務 局（太田広治君） 議長。
1. 議 長（小原達朗君） 太田次長。
1. 事 務 局（太田広治君） はい。それでは順次ご答弁を申し上げます。まず1点目の個人情報の範囲についてご答弁申し上げます。該当事務と致しまして、粗大ごみ持込事務、施設見学事務、施設紹介DVDの貸出事務、職員採用事務、周辺地域委員会・連絡会等運営事務がございます。続いて2点目でございます。個人情報の開示請求があった場合の取り扱いについてご答弁申し上げます。本人及び代理人以外からの開示請求権はございません。なお、本人または代理人による個人情報の該当事務にかかる開示請求があった場合には、組合保有の自己の個人情報について開示することになると考えてございます。続いて3点目でございます。匿名加工情報についてご答弁申し上げます。本組合におきましても、外部提供の方は考えてございません。以上でございます。
1. 11番議員（岸田敦子君） はい。
1. 議 長（小原達朗君） 岸田敦子議員。
1. 11番議員（岸田敦子君） はい。ありがとうございます。ご答弁にあった職員採用事務に関しては個人が特定される部分は開示されないということでもいいかどうかの再度の確認とまた周辺地域委員

会・連絡会等運営委事務というのは、どのような部分が個人情報にあたるのかという内容だけ確認させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

1. 事務局（太田広治君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 太田次長。

1. 事務局（太田広治君） はい。それでは答弁申し上げます。職員採用事務につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、本人及び代理人以外からの開示請求権はございません。なお、本人または代理人による個人情報の該当事務にかかる開示請求があった場合には、組合保有の自己の個人情報について開示することになると考えてございます。また、周辺地域委員会・連絡会等運営事務につきましては、名簿作成した場合などが個人情報にあたるかと考えてございます。以上何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 議長（小原達朗君） これにて岸田敦子議員の議案質疑を終結いたします。他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） これをもって質疑を終結いたします。これより議案第1号についての討論に入ります。討論はございませんか。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議長（小原達朗君） 岸田敦子議員。

1. 11番議員（岸田敦子君） はい。四條畷市選出の岸田敦子です。議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論します。

国の個人情報保護法の改正自体は自治体の条例制定権をないがしろにし、憲法の定める地方自治、基本的人権を踏みにじる問題があります。その背景には自治体の個人情報保護の規制が企業のデータ流出の支障となり、それを緩和したいという財界などの思惑がありそのおもとにある法改定は、国民の基本的人権より産業や経済を優先するもので、憲法の地方自治、基本的人権を守るべきとする立場からは大いに問題があると考えます。しかしながら本条例の対象になる組合が取り扱う情報としては、粗大ごみ持ち込みや施設見学、周辺地域委員会連絡会等運営事務などで極めて厳格に取り扱うべき事務とはいえないと判断します。気になるのは採用試験、職員採用事務ですが、現状も、また条例制定後も市民等から開示請求があった場合において本人や代理人以外には開示されず、厳格な個人情報が保護されるとの説明です。また法律には匿名加工情報の規定はあるものの四條畷市の条例でも匿名加工情報は民間に提供しないと確認し、組合もそれに準ずるのでこの点も現段階では問題ないと考えます。これらの実情を踏まえれば、本条例に関して大きな問題はないと考えることを申し述べ、賛成討論とします。

1. 議長（小原達朗君） 他に討論のある方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） これをもって討論を終結いたします。

1. 議長（小原達朗君） お諮りいたします。議案第1号 四條畷市交野市清掃施設組合個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。ございませんでしょうか。

1. 全員 異議なし。

1. 議 長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号四條畷市交野市清掃施設組合 個人情報保護条例の全部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。
1. 議 長（小原達朗君） 日程第 4、議案第 2 号令和 4 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第 2 号）についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。
1. 事 務 局（木邨信吉君） 議長。
1. 議 長（小原達朗君） 事務局。
1. 事 務 局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）
1. 議 長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第 2 号についての内容説明をいたさせます。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議 長（小原達朗君） 事務局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議案第 2 号令和 4 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算第 2 号につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、補正予算書をご覧くださいと存じます。

まず、1 ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出予算の補正、第 1 条で、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,664 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 17 億 2,799 万 2,000 円としようとするものでございます。

次に、歳入歳出補正予算につきまして、事項別明細書でご説明させていただきますので 6 ページ、7 ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございますが（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、補正前の額 15 億 9,740 万 8,000 円から、5,014 万円を減額補正し、15 億 4,726 万 8,000 円としようとするものでございます。減額補正の内容でございますが、四條畷市で 2,224 万 1,000 円の減額、交野市で 2,789 万 9,000 円の減額となっております。

次に、（款）諸収入（項）（目）雑入でございますが、補正前の額 1 億 302 万 5,000 円に 3,349 万 9,000 円を増額補正し、1 億 3,652 万 4,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、有価物売払で契約単価の増などにより 1,997 万 9,000 円を、ごみ発電余剰電力売払金で非バイオマスの契約単価の増で、1,352 万円をそれぞれ増額しようとするものでございます。

次に、8 ページ、9 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。（款）総務費（項）総務管理費（目）一般管理費でございますが、補正前の額 1 億 3,181 万円から、61 万 4,000 円を減額補正し、1 億 3,119 万 6,000 円としようとするものでございます。その内容でございますが、委託料で契約差額により減額するもので、計量事務等業務委託料で 25 万 2,000 円、場内除草作業業務委託料で 42 万 2,000 円となっております。次に、使用料及び賃借料で、契約差額により OA 機器借上料で 64 万 4,000 円を減額するものでございます。次に、負担金、補助及び交付金では、当初計上していた職員より上の役職の職員が派遣されたことに伴いまして、70 万 4,000 円を増額するものでございます。

次に、（款）衛生費（項）清掃費（目）ごみ処理費でございますが、補正前の額 8 億 8,924 万 8,000 円から、1,602 万 7,000 円を減額補正し、8 億 7,322 万 1,000 円としようとするものでございます。

その内容でございますが、委託料で契約差額などにより減額するもので、焼却灰等搬送業務委託料

で173万4,000円、焼却灰等埋立処分委託料で289万4,000円、ばいじん等及びダイオキシン類測定業務委託料で71万9,000円、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務委託料で408万円、ごみ処理施設設備及び機器等点検整備業務委託料で660万円となっております。以上、誠に簡単ではございますが、議案第2号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算第2号につきましての、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議案第2号令和4年度四條畷市交野市清掃施設組合会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

1. 議長（小原達朗君） 日程第5、議案第3号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についてを議題といたします。事務局をして朗読をいたさせます。事務局。

1. 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）

1. 議長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、理事者より議案第3号についての内容説明をいたさせます。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 事務局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議案第3号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算につきまして、ご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、予算書をご覧くださいと存じます。時間の関係もございまして、主な部分のご説明とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出予算でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ18億3,291万7,000円としようとするものでございます。

次に、第2条、地方債につきましては、第2表でご説明させていただきたいと存じますので、4ページをお開きいただきたいと存じます。第2表地方債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業負担金の財源といたしまして、460万円の地方債を発行しようとするものでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして、事項別明細書により、ご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと存じます。歳入でございます。（款）分担金及び負担金（項）分担金（目）清掃施設組合分担金でございますが、前年度と比較いたしまして、8,667万7,000円増の17億2,130万5,000円を計上させていただいてございます。その内訳でございますが、四條畷市

は前年度と比較いたしまして 3,858 万 1,000 円増の 7 億 6,810 万 8,000 円、交野市は前年度と比較いたしまして 5,009 万 6,000 円増の 9 億 5,319 万 7,000 円となっております。

次に、(款) (項) (目) 繰越金でございますが、前年度と同額の 1,000 円を計上させていただいております。次に、12 ページ、13 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 総務費使用料でございますが、前年度と比較いたしまして 5 万 6,000 円減の 158 万 7,000 円を計上させていただいております。

次に、(項) 手数料 (目) 衛生費手数料でございますが、前年度と比較いたしまして、1,000 円減の 8,000 円を計上させていただいております。次に (款) 諸収入 (項) (目) 雑入でございますが、前年度と比較いたしまして 239 万 1,000 円増の 1 億 541 万 6,000 円を計上させていただいております。その内容でございますが、総務費諸収入として、太陽光発電電力売払金などで 429 万円を、衛生費諸収入で、有価物売払金、ごみ発電余剰電力売払金などで 1 億 112 万 6,000 円を計上させていただいております。増額の主な要因につきましては、有価物売払金では、有価物の相場に連動して、売払単価が下がる見込みであるものの、ごみ発電余剰電力売払金で、非バイオマスに係る売払単価が上がる見込みであることによるものでございます。

次に、14 ページ、15 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) (項) 組合債 (目) 衛生債でございますが、前年度と比較いたしまして、70 万円増の 460 万円を計上させていただいております。この内容は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債でございます。

次に、16 ページ、17 ページをお開きいただきたいと存じます。歳出でございます。まず (款) (項) 議会費 (目) 組合議会費でございますが、前年度と同額の 272 万 8,000 円を計上させていただいております。

次に、18 ページ、19 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 一般管理費でございますが、前年度と比較いたしまして、3,120 万 4,000 円減の 9,518 万 6,000 円を計上させていただいております。主な内容でございますが、前年度と比較して増減の多い費目、新規の費目について、ご説明をさせていただきます。まず、人件費では、令和 4 年度の職員 1 名の異動、職員の昇給や共済費の率の変更に伴う増、また定年退職に伴う退職手当や、定年退職するものが再任用職員となることなどに伴う減などで、給料で 2,772 万 2,000 円を、職員手当等で 1,747 万 4,000 円を、共済費で 1,097 万 1,000 円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、20 ページ、21 ページをお開きいただきたいと存じます。委託料でございますが、前年度と比較いたしまして、1,177 万 2,000 円減の 1,394 万円を計上させていただいております。主な内容でございますが、令和 4 年度に事務分掌の見直しを行ったことに伴いまして、計量事務等業務委託料と除草作業業務委託料を、総務費から衛生費に移行いたしましたが、総務費において、計量事務等の業務委託料のうち屋内清掃業務は総務費から支出するということで 194 万 4,000 円を、庁舎管理業務で 1,115 万 3,000 円などを計上させていただいております。

次に、使用料及び賃借料でございますが、前年度と比較いたしまして 23 万 9,000 円増の 352 万 2,000 円を計上させていただいております。これは、OA 機器借上料で、財務会計及び人事給与の OA 機器のシステム更新に伴う増によるものでございます。次に、工事請負費でございますが、再生可能エネルギーの需給バランスを図るため、太陽光発電設備において、出力制御を行う必要が生じることに伴い、新たに太陽光発電設備出力制御ユニット取付工事として、249 万 4,000 円を計上させて

いただいております。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、前年度と比較いたしまして 79 万 2,000 円増の 1,238 万円を計上させていただいております。これは、主に派遣職員の負担金の増によるものでございます。

次に、24 ページ、25 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) ごみ処理費でございますが、前年度と比較しまして、1 億 2,367 万 4,000 円増の 10 億 1,491 万 5,000 円を計上させていただいております。主な内容でございますが、人件費では、職員の昇給や共済費の率の変更などの増、令和 4 年度に職員 1 名の人事異動と職員 1 名の退職、任期付職員 1 名の退職に伴う減などで、給料で 9,040 万 6,000 円を、職員手当等で 6,838 万 6,000 円を、共済費で 3,323 万 7,000 円をそれぞれ計上させていただいております。

次に、需用費でございますが、前年度と比較いたしまして 1,612 万 4,000 円増の、1 億 388 万 5,000 円を計上させていただいております。需用費のうち、消耗品費で、機器の交換用消耗品の増加や薬品の原料や物流費用の高騰などに伴う値上げなどによる増、光熱水費では、電気料金の高騰によるものでございます。次に、委託料でございますが、前年度と比較いたしまして 1 億 2,783 万 3,000 円増の 7 億 1,375 万円を計上させていただいております。その内容でございますが、26 ページ、27 ページをお開きいただきたいと存じます。昨年度まで計上しておりました、新ごみ処理施設整備事業に係る事後調査業務につきましては、5 年の事後調査業務が終了することに伴いまして予算計上はいたしません。これまで、ばいじん等及びダイオキシン類測定で測定する項目と事後調査で測定する項目が重複するため、事後調査業務で実施してまいりました項目などを、今年度からばいじん等及びダイオキシン類測定業務で実施することから、1,950 万 8,000 円を計上させていただいております。

次に、ごみ処理施設整備及び機器等点検整備業務委託料では、新たにボイラー水管肉盛溶接、触媒脱硝装置の触媒積み増し、低速回転破砕機の破砕刃の交換など安定稼働に必要な維持管理費用が増加したことにより、3 億 3,157 万 7,000 円を計上させていただいております。また、先ほど総務費でもご説明いたしましたように、令和 4 年度の事務分掌の見直しに伴い、新たに、衛生費において計量事務等業務委託料で 1,042 万 5,000 円、除草作業業務委託料で 155 万 8,000 円を計上させていただいております。

次に、28 ページ、29 ページをお開きいただきたいと存じます。(款) (項) 公債費 (目) 元金でございますが、平成 19 年度に借入をいたしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還が終了しますが、令和 3 年度に借入をいたしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還元金の償還が始まることやその他の元利均等償還による元金の償還の増に伴いまして、前年度と比較しまして 111 万 6,000 円増の 7 億 437 万 2,000 円を計上させていただいております。

次に、(目) 利子でございますが、こちら平成 19 年度に借入をいたしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債に係る償還が終了し、また令和 4 年度に借入をいたしました大阪湾広域廃棄物埋立処分場事業債に係る利子の償還が始まりますが、その他、元利均等償還の利子が減少しますので、前年度と比較しまして、187 万 5,000 円減の 1,471 万 6,000 円を計上させていただいております。

次に、(款) (項) (目) 予備費でございますが、前年度と同額の 100 万円を計上させていただいております。以降のページでございますが、30 ページから 40 ページにつきましては、給与費明細書

を、42 ページから 43 ページには債務負担行為の調書を、44 ページから 45 ページには地方債の調書を、それぞれお示しさせていただいております。

以上誠に簡単ではございますが、議案第 3 号令和 5 年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算についての、ご説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議 長（小原達朗君） 内容説明はお聞きの次第でございます。これより質疑に入ります。質疑者の順番は通告のあった順に基づき行なってまいります。ただ今から順次質疑を許可します。11 番岸田敦子議員。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。それでは大きく 2 点質問いたします。電力売払金についてなんですけれども、予算案では太陽光発電売払金が 421 万円で、ごみ発電が 8,462 万円となっておりますが、今年度、どの程度見込んでおられるかということをご伺いしたいのと。

先ほどもご説明がありましたが、出力制御ユニット取付工事というのが今回挙がっておりますがどのようなものか説明を求めます。27 ページのばいじん等及びダイオキシン類測定業務委託料について事後調査が 5 年経って終了ということで、先ほどおっしゃっていたように重複する部分があってこの調査に移行するというご説明でしたが、事後調査ではどのような物質が調査されて、新年度からの調査物質の項目はどうなるのか説明を求めます。

1. 事 務 局（太田広治君） 議長。

1. 議 長（小原達朗君） 太田次長。

1. 事 務 局（太田広治君） はい。それでは、詳細には 3 点ご質問いただきましたので報告を申し上げますので順次ご答弁申し上げます。

まず 1 点目の電力売払金の見込みについてご答弁申し上げます。令和 4 年度におきましては、太陽光発電売払金で約 421 万円、ごみ発電で約 9,566 万円を見込んでございます。

2 点目の出力制御ユニット取付工事についてご答弁申し上げます。出力制御ユニット取付工事についてですが、管轄エリアの電力需給バランスを保つために、既設の太陽光発電設備の出力制御を行う装置を設置しようとするものでございます。

続いて 3 点目の事後調査の調査項目についてご答弁申し上げます。調査項目といたしましては、大気質、水質、地下水、悪臭などの項目を調査しており、大気質では、硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん、塩化水素、水銀、ダイオキシン類などの物質を調査してございます。また、水質及び地下水では、ベンゼン、砒素、鉛、フッ素、ホウ素、ダイオキシン類などを調査しており、悪臭においては、特定悪臭物質の 22 物質を調査してございます。次に令和 5 年度からの調査項目につきましては、事後調査の終了に伴い、頻度は下がるものの同項目を引き続き実施して参ります。以上でございます。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。

1. 議 長（小原達朗君） 岸田敦子議員。

1. 11 番議員（岸田敦子君） はい。ありがとうございます。ごみ発電の余剰電力では入札を行ったということで結果表をいただきました。条件付き一般競争入札として 2 社の名前が挙がっているものの 1 社は事前辞退し、応札が 1 社だったということで入札参加の申し込みが 2 社のみだったということか伺います。で、ごみ量についてはコロナ禍 1 年目に少し増加したということですが、この 2 年は減少していると聞いています。しかし年々売払金が上昇傾向しているように思いますがその要

因は何かということをお伺いしたいのと、太陽光発電の設備で出力制御されるということですが蓄電地を設置するお考えはないのかどうか、また出力制御は国の方針ということをお伺いしましたが、国庫補助はないというふうに聞いています。これ、間違えがないかどうかお答えいただきたいと思います。国が方針を出すなら補助を行うよう求めるべきだと思うのですが、ぜひ求めていただきたいとこれは要望しておきます。環境調査については測定項目は変わらないけれども頻度を下げることです。水質を4回から3回ということと地下水は4回を1回、年にとということになるんですね。その大気質と悪臭は頻度を変わらず調査するというふうに聞いております。それで予算額としては48万円程度しか変わらないというふうにも聞いております。で、あるならば、水質も地下水の調査も5年度同等にしてしっかりと調査すべきと考えますが見解を求めます。

1. 事務局（太田広治君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 太田次長。

1. 事務局（太田広治君） はい。それでは5点質問があったと存じます。順次ご答弁申し上げます。

まず1点目のごみ発電の余剰電力につきましては議員のおっしゃる通り入札の参加申込は2社でございました。

2点目の売電単価につきましては入札した結果でありその要因については分かりかねます。

3点目の蓄電設備の設置につきましてはどの程度出力制御が行われるか不確定な部分がございますので現時点では設置する予定の方はございません。

4点目の国庫補助につきましては本組合の太陽光設備対象の国庫補助はございません。

最後に5点目の事後調査につきましては事後調査計画書に基づいて5年間の事後調査が終了し、測定の頻度は少なくなりますが法令などに定められている頻度は満足出来てございます。以上何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

1. 議長（小原達朗君） これにて岸田敦子議員の議案質疑を終結いたします。次に3番藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。よろしくお願いいたします。予算書の26ページ27ページのごみ処理施設設備及び機器管理等点検整備業務の委託料のところでお伺いいたします。先ほどの説明の中では肉盛溶接などが必要になったこと等が挙げられておりましたが、ボイラーの劣化状況などが誰によるどのような点検で発見されたのか。また、その点検結果を受けて、組織内でどのような確認と意思決定プロセスを経て、今回予算をつけるに至ったのか教えてください。

1. 事務局（太田広治君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 太田次長。

1. 事務局（太田広治君） はい。それではご答弁申し上げます。ボイラー水管の劣化状況の確認は、条件付き一般競争入札により落札した点検業者が電気事業法施行規則にある定期事業者検査の実施方法に基づき水管の肉厚測定を実施いたしました。

その点検結果から、水管の厚さが経済産業省の定める基準に適合しなくなることが予測されることから、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を行う、ボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者の判断を踏まえ、組織内で協議決定し予算を上程することといたしました。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉莉君） はい。状況は分かりました。私が気になるところでは今回民間条件付きの競争入札で、民間点検事業者が点検した結果をボイラータービン主任技術者および電気主任技術者の判断を踏まえて組織内で確認され、決定されたというこの流れの中で、この技術者の方々というのがどのような立場の職員になるのか。四交組合の職員なのかどうかを教えていただきたいということと。また、日常の業務ではどのような職務にあたっておられるのかということ。また、併せてですね、運転管理業務委託の範囲に含まれている立場にあるのかどうか確認させてください。
1. 事務局（太田広治君） 議長。
1. 議長（小原達朗君） 太田次長。
1. 事務局（太田広治君） はい。それでは答弁申し上げます。ボイラータービン主任技術者や電気主任技術者は本組合の職員でございます。日常は本組合のそれぞれの役職において通常業務を行っており、ボイラータービン主任技術者や電気主任技術者を兼務してございます。また現時点におきまして、運転管理業務委託の範囲には含んでございません。以上何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。
1. 議長（小原達朗君） これにて藤田茉莉議員の議案質疑を終結します。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）
1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
1. 議長（小原達朗君） お諮りいたします。議案第3号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
1. 全員 異議なし。
1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号令和5年度四條畷市交野市清掃施設組合会計予算については、原案のとおり可決されました。
1. 議長（小原達朗君） 日程第6、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。事務局をして朗読いたさせます。事務局。
1. 事務局（木邨信吉君） （議案書にて朗読）
1. 議長（小原達朗君） 朗読が終わりましたので、提出者の岸田議員より議会議案第1号についての提案理由の説明を求めます。岸田議員。
1. 11番議員（岸田敦子君） はい。ただいま議題となりました、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、議案書に記載の賛成者と共に、提出者として、その提案理由を申し上げます。個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、国等と地方公共団体との個人情報の取扱いの統一が図られることとなりましたが、地方議会は同法の適用外となることから、議会の個人情報の適切な取扱いについて定める必要が生じたため、本案を提出させていただいた次第でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。
1. 議長（小原達朗君） 引き続きまして議会議案第1号についての内容説明をいたさせます。事務局 局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ただいま議題となりました、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定につきましてご説明申し上げます。本条例の改正内容は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、国等と地方公共団体との個人情報取扱いの

統一化が図られることになりましたが、地方議会は同法の適用外となることから、議会の個人情報の適切な取扱いについて定めるため、条例を制定するものでございます。恐れ入りますが、参考資料にてご説明をいたしますので、参考資料の1ページをご覧くださいと存じます。この条例は第1章総則から第6章罰則までの6章立てとしております。まず第1章総則は、第1条から第3条で、目的、定義、議会の責務を定めております。

次に、第2章個人情報等の取扱いは、第4条から第16条で、個人情報の保有の制限等、利用目的の明示、不適切な利用の禁止、正確性の確保、従事者の利用及び提供の制限などを定めております。

次に、第3章個人情報ファイルは、第17条で、個人情報ファイル簿の作成及び公表を定めております。

次に、第4章開示、訂正及び利用停止、第1節開示は第18条から第30条、第2節訂正は第31条から第37条、第3節利用停止は第38条から第43条、第4節審査請求は第44条から第46条の構成となっております。この章におきましては、開示、訂正及び利用停止に関する請求権、請求の手続、保有個人情報の義務、請求に対する措置、決定等の制限、審査会への諮問などを定めております。

次に、第5章雑則は第47条から第52条で、適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理などを定めており、次に、第6章罰則は、第53条から第57条で、それぞれの行為に関する罰則を定めております。

次に議案書の34ページをお開きいただき、ご覧ください。附則でございますが、この条例は、令和5年4月1日から施行することを定めております。以上、誠に簡単ではございますが、議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてのご説明とさせていただきます。よろしく審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 提案理由及び、内容説明はお聞きの次第でございます。これより、議会議案第1号についての質疑に入ります。質疑の事前通告はございませんでしたが、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 質疑なしと認めます。これより、議会議案第1号についての討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

1. 議長（小原達朗君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。お諮りいたします。議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

1. 全員 異議なし。

1. 議長（小原達朗君） ご異議なしと認めます。よって議会議案第1号四條畷市交野市清掃施設組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

1. 議長（小原達朗君） 日程第7、一般質問を行います。質問者の順番は通告のあった順に基づき行ってまいります。なお、申し合わせにより質問者の質問時間は15分以内となっております。ただ今から順次質問を許可します。3番藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。よろしくお願いいたします。私からは四條畷市交野市清掃施設組合

のごみ処理施設の管理及び運営のあり方について一般質問をさせていただきたいと思います。まず最初にですね、令和19年度からの基幹的設備改良DBO方式への移行期間として、令和3年度から令和6年度までリサイクル施設と熱回収施設について1班をですね、民間委託とし、令和7年度以降は熱回収施設の委託範囲を2班に広げる計画となっております、今も進んでいるところです。そこで改めて確認したいのは、民間委託した時の入札には何社参加されていたのか。実際に落札した会社と施工メーカーとの関連性が有るのか無いのか。また、その落札率は何%だったのかの結果についてを教えてください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。入札の参加業者につきましては、結果的には1社となっております、落札した会社はプラントメーカーの関連会社でございます。また落札率は99.1%でございました。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田菜里議員。

1. 3番議員（藤田菜里君） 私はこの間この民間委託にあり方が検討されてきた中でも例えばプラントメーカーの関連ありきで業者が決まらないのかというようなことも含めてですね、どこまで競争性がはたらくのかということも含めて質問をさせていただいてきました。そういう視点でこの間見つけてきた訳ですけども、今回この施工メーカーありきや1社独占とならないよう組合としてはこの間どのような努力、工夫をされてきたのか確認をいたします。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。本組合といたしましては、条件付き一般競争入札の参加条件を、現施設と同規模の受注実績としており、広く参加できるようにしております。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田菜里議員。

1. 3番議員（藤田菜里君） 現施設と同規模の受注実績があるところだったらどこでも手をあげていただいて結構ですというふうにしたということなんですけれども、結果的には一社の入札であったと、でその参加した業者というのはプラントメーカーの関連会社だったということです。落札率については、私はこの99.1%というのはかなり高い落札率になったなというふうに思っているんですけども、その要因については組合としてはどのようにお考えなのか、また条件付きで現施設と同規模の受注実績としたことでプラントメーカー関連の会社しか参加できなかったということが考えられないのかどうか、そのあたりを教えてください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 3番議員（藤田菜里君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。まず、入札につきましては、条件付き一般競争入札で実施しており、入札の結果、落札率が99.1%と高い落札率であったとは受け止めてはおります。

次に全国には同規模の施設が多数ございますのでプラントメーカー関連会社以外が参加できない条件ではないというふうに考えてございます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。
1. 3番議員（藤田茉里君） はい。全国的には同規模の施設が多数あるので、そのあたりでは担保してきたというご答弁だと思うんですけども結果だけを見ればですね、1社入札で高い落札率になったということです。その結果を受け止めて現時点で競争性というのは働いたのかどうか。そのあたりはいかがでしょうか。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。先ほどもご答弁させていただいておりますけども本組合といたしましては、条件付き一般競争入札で実施しており競争性は担保されていたものと考えてございます。以上でございます。
1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。
1. 3番議員（藤田茉里君） はい。競争性が担保されていたというご答弁なんですけれども、入札時の競争性とは複数社の入札があつて初めてその競争性が担保できるものではないのか、競争性が働くのではないのかというふうには私は考えます。1社しか入札に応じていない中で競争性が担保されていたと言われましても、ちょっとよく理解できないので改めてわかるように説明をお願い出来ますでしょうか。
1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。
1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。先ほどからも申しておりますけれども、入札公告におきましては、参加条件を現施設と同規模の受注実績として、複数社が応募できるように設定しており、競争性は担保されていたものと考えてございます。以上でございます。
1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。
1. 3番議員（藤田茉里君） はい。入札の前の段階では競争性を担保するために門戸を広げていたということは分かります。ただ結果としてその競争性、競争原理が働いたのかどうかという結果もしっかり見なければならぬと私は思います。で改めてですけどしつこいようなんですけれども結果的には競争原理が働いた結果だったのかどうかというところではご見解はいかがでしょうか。
1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。
1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。競争性を担保するために参加条件を現施設と同規模の受注実績として広く参加できる設定で一般競争入札を実施しましたが落札率が結果として99.1%であったということで今後他団体の入札などを調査、研究をしてみたいと考えてございますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。
1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。
1. 3番議員（藤田茉里君） はい。今後他団体の入札の方法など研究されていくということです。また令和7年度についてまた入札が行われるという、今の流れになっておりますので、私は安かろう悪かろうでは駄目だとは基本的には思っておりますけれども、民間委託の導入の動機の一つに経済性というところ経費の削減というところがうたわれている状況の中で、そこは見過ごしてはいけない分野だと思っております。このDBO方式での民間委託、まあ経済性の観点からも望ましいという過去の答弁が残されておりますけれども、例えば熱回収施設における年間の委託費と直営だった場

合には年間経費はそれぞれいくらかで現時点における経費削減率というのはどのようになっているのか教えてください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。令和4年度の熱回収施設における年間委託費を切りとって話させていただきますと、約3,975万円、それを直営の場合で試算をさせていただきますと、約3,655万円となりまして、削減率はマイナスの8.05%でございます。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。令和4年度について切りとってみればそういう状況だということは分かりました。令和6年度までについても契約が済んでおりますので、この5年度、6年度についても同じような状況があるんだということは分かるわけですが、令和18年度までで見ると熱回収施設分でどれくらいの削減効果が見込まれているのでしょうか。直営だった場合との金額比較と削減率について教えてください。

1. 事務局長（奥田浩樹君） 議長。

1. 議長（小原達朗君） 奥田局長。

1. 事務局長（奥田浩樹君） はい。ご答弁申し上げます。令和6年度までは契約が済んでおりますけれども、令和7年度以降につきましては、まだ契約をしておりませんので、委託費が確定しておらず、削減効果や直営との比較、削減率の算出は困難であると考えております。よろしく願い申し上げます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。令和7年度以降に複数社が入札に参加し、競争性がどこまで働くのか今の時点では何もわかりません。令和6年度までの状況を踏まえれば、今の段階で本当に令和18年度までの委託費という中で、競争性が働いて経費の削減につながるかどうかという話は不確実な話だと私は受け止めております。下手をしましたら令和7年度以降も経費は増加するリスクも十分考えられる状況だというふうに認識をしています。このまま令和18年度までズルズル民間委託の範囲を広げながら、四交組合の職員を減らしてしまってから、結果的に経費が増大したという結果になったとしても、取返しがつかないこととなります。市民にとっても職員にとっても一番不幸な結果になってしまうというふうに思いますので、私は今改めてこの令和18年度までの委託がどのように見込まれていくのかも、しっかりこの6年度までの実績を検証する必要があるというふうに思います。このまま進むのではなくって検証をしていく、で、DBO方式で突き進んでいいのか、再検討をする必要があるのかも含めて組合として検討する必要があると思いますがそのあたりの見解というのは、管理者としてはどのようにお考えですか。教えてください。

1. 管理者（山本景君） はい。議長。

1. 議長（小原達朗君） 管理者。

1. 管理者（山本景君） はい。まあ、管理者にお答えを申し上げますが、藤田議員の質問の趣旨というのは、私の理解ではこれまでの入札におきまして落札率が非常に高かった。そしてまた1社しか応札がなかった。そしてまた費用についても削減どころか逆に増えているじゃないかという、今後どうするのかという話だと思っております。前提といたしまして、私自身が市場原理主義者という訳で

もなく、また共産主義者というわけではございません。従いまして、なんでもかんでも民営化、民営委託をすべきだと思っているわけではございませんし、なんでもかんでも民営化、民間委託に反対だという立場ではございません。私自身といたしましては、最小の経費で最大の効果を出すべきだと、地方自治法にもそのように明記がされております。その地方自治法の趣旨に則って、この本組合の事業ってというのは推進をすべきだという理解でおります。

そしてまた私自身も過去の経歴におきまして、専門は計量経済、統計が専門で研究はしておりますし、また金融機関におきましては金融商品の開発の事業をしておりました。市場というのは大変、私自身は素晴らしいものだと思っており、民間の活力や民間の知恵は、今後も借り続ける必要はあると思っておりますが、ただ一方で市場というのは必ずしも完全ではございません。失敗をする場合があります。

その際のこういった時に、そういった失敗が起きるのかといたら、情報の非対称性がまず1点。市場に参加をしている参加者の皆様が、等しい情報をまずは持っていなければ市場というものは成立はいたしません。特定の企業、団体だけしか有利な情報を持っていたら、競争性は担保されません。あともう一個が参入のところ。参入障壁のところ。特定の事業者しかその市場に参入ができない。もしくは参入が出来ない地域性があるもしくは、習わしがある。そういった市場があるのであれば、民間委託とか民営化をやってしまったら、あまり競争が行われませんから、市場は失敗をしてしまうというケースが事実としてあります。

それをこのケースにどこまで当てはめてはめるのかというのは、あるかと思いますが、今さら、令和6年度までの契約を見直すということも中々難しいというところではありますが、今後調査研究はすべきだと思っております。私が考えるに少なくともやはり複数社の応札はあるべきかと思っておりますし、ただ複数社の応札があったとしても、予定価格の段階で技術者の方の専門性がどうしても高く、非常に高い賃金を払わざるを得ない。結果、直営でやった場合よりも高くなってしまいうのが事前に分かるのであれば、そもそも民営化、民間委託には馴染まない可能性もあります。ただどちらにせよ、今、現時点におきましてどうなのかというの、明言は出来ませんが、ただご指摘の事項もあります。現時点において明確に言えないところもありますが、まあDBOありきで、今後を進めるというのは、どうかとは思っておりますので、さまざまな調査研究をしながら再考をする必要があるものと考えております。それらをもって私から、管理者からの答弁といたします。以上でございます。

1. 議長（小原達朗君） 藤田茉里議員。

1. 3番議員（藤田茉里君） はい。まあ、さまざまな角度から調査をして本当に最小の経費で最大の効果をあげれるのかどうかという視点で見たいかということでした。私はそれについては今すぐストップしろとか、結果を出せとか、そういうふうには思いませんけれども、やはりその視点は大事な視点だと思っております。今までも安心安全のレベルの高いごみ焼却事業というのを、されてきた経験値は四交組合としてもありますし、両市それぞれ本当に財政が豊かで潤沢な状況ではないというところからも、やはり最小の経費で最大の効果をあげれる事業にしていくべきだというふうに思っておりますので、この令和6年度までの実績も踏まえて今後本当に進んで大丈夫なのかというのが、一度考えていただきたいというふうに私からも、申し述べまして質問を終わらせていただきます。

1. 議 長（小原達朗君） これにて藤田茉莉議員の一般質問を終結します。これにて本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。閉会にあたりまして管理者よりご挨拶をお受けしたいと思います。管理者。

1. 管 理 者（山本 景君） 第1回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。本日は、本組合個人情報保護条例の全部改正、また令和4年度本組合会計補正予算第2号、そしてまた令和5年度本組合会計予算について、ご審議を賜り、またご可決をくださいまして、誠にありがとうございました。

私は、令和5年の3月31日をもちまして、管理者を辞職することといたしました。これまで、議長、副議長を始め、議員の皆様には、様々なご指導、ご鞭撻を賜りました。心からお礼を申し上げます。以上、簡単ではございますが、閉会にあたりましての、ご挨拶といたします。本日は、誠にありがとうございました。

1. 議 長（小原達朗君） 以上をもちまして令和5年四條畷市交野市清掃施設組合議会定例会第1回を閉会いたします。諸案件の審議にあたりまして、慎重審議賜りまして、誠にありがとうございました。

（時に15時13分）

以上、会議の顛末を記載し、相違なきことを証するためここに署名する。

令和5年3月17日

四條畷市交野市清掃施設組合議長

小原達朗

四條畷市交野市清掃施設組合議員

岸田敦子

四條畷市交野市清掃施設組合議員

伊崎太陽